

# 市民税・県民税・所得税などの申告のご案内

申告会場での申告の受付は、2月17日から3月16日までの月曜日から金曜日の平日に行います。市民税・県民税の申告については市役所市民税課へ、所得税などの確定申告については越谷税務署へお問い合わせください。申告期限間近になると、大変混雑します。申告は正しくお早めにお問い合わせします。

## 市民税・県民税の申告

市民税課 ☎206

### 申告が必要な方

申告が必要か表1で確認のうえ、申告が必要な方は、表2の必要なものをご用意して20万円以下の場合には、所

申告してください。  
「公的年金等受給者の方へ」  
公的年金等の収入金額が40万円以下で、かつ、他の所得が20万円以下の場合には、所

## あなたは必要？市民税・県民税の申告

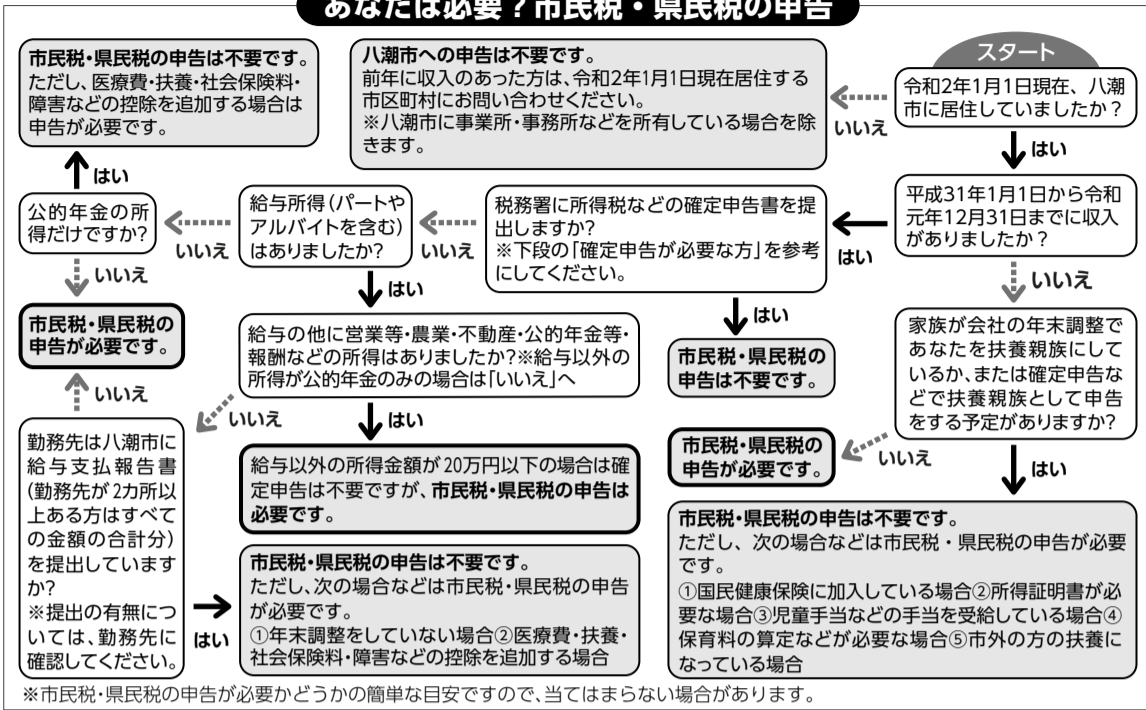


表3 申告受付日程  
※各申告会場へのお問い合わせはご遠慮ください

受付日	受付対象地域	申告会場	受付時間
17日(月)	古新田および申告会場近隣の方	古新田公民館	午前9時30分～11時
18日(火)	大曾根および申告会場近隣の方	大曾根中公民館	
19日(水)	八條および申告会場近隣の方	八條公民館	午後1時30分～3時30分
20日(木)	南川崎および申告会場近隣の方	ゆまにて	
21日(金)	南後谷および申告会場近隣の方	資料館	(受付時間以外は、行っていません)

受付日	受付対象地域	申告会場・受付時間
2月 25日(火)	緑町1・2丁目	会場 八潮メセナ展示室 (開館は午前9時)
26日(水)	緑町3～5丁目	
27日(木)	鶴ヶ曾根	
28日(金)	西袋、柳之宮	
3月 1日(日)	平日に來られない方	受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時 ※3月1日(日)の受付時間は、午前9時～11時です。ご注意ください (受付時間以外は、行っていません)
2日(月)	小作田、松の木、伊草、新町	
3日(火)	八潮1～4丁目	
4日(水)	八潮5～8丁目	
5日(木)	中央1～4丁目	
6日(金)	二丁目、上馬場、中馬場	
9日(月)	木曾根、伊勢野	
10日(火)	大瀬、大瀬1～6丁目、西町1丁目	
11日(水)	垢、大原、浮塚	
12日(木)		
13日(金)	地域指定なし	
16日(月)		

\*月曜日は、八潮メセナの休館日ですが、展示室のみ入場できます。車でお越しの場合は、八潮メセナ駐車場が使用できませんのでご注意ください。  
\*午前中に受付した場合でも、混雑状況により、午後から申告開始になることがありますので、ご了承ください。

表2 申告に必要なもの(市民税・県民税の申告・確定申告共通)

必ず必要なもの
①マイナンバーを確認する書類として、マイナンバーカードまたは通知カードなどの原本または写し
②本人確認書類として、運転免許証や健康保険の被保険者証などの原本または写し
③令和元年(平成31年)中の所得がわかる書類として、 ・給与所得などのあった方は源泉徴収票(原本) ・事業所得(営業等・農業)、不動産所得のあった方は、収入金額や経費などを記載した収支内訳書など
④印鑑・筆記用具・電卓
該当する場合に必要なもの
⑤控除資料として、社会保険料(健康保険料など)、生命保険料、地震保険料などの支払証明書
⑥障害者手帳、療育手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書
⑦ふるさと納税の領収書や受領証
⑧医療費控除の明細書・セルフメディケーション税制の明細書(医療費などの領収書を支払先ごとに集計し、合計金額などを記入しておく) ※医療費通知(医療費のお知らせなど)でもセルフメディケーション税制を受ける方は、「一定の取り組み」を行ったことを証明する書類(特定健康診査、予防接種、定期健康診査、健康診査、がん検診の結果通知表など)
⑨還付金の振込先を確認する書類として、振込を希望される預貯金口座(本人名義)がわかるもの(通帳など)

提出方法  
申告会場および受付日程は表3のとおりです。また、次の方は郵送による提出が可能です。ただし、マイナンバーおよび本人確認ができる書類の添付が必要です。  
▼年末調整が済んでいる方で控除の追加、内容の変更がない方↓源泉徴収票(原本)のみ郵送してください。  
▼所得がなかった方↓市民税・県民税申告書裏面の「課税所得のなかった方の記入欄」にご記入ください。  
※郵送による提出に不安がある場合は、直接申告会場へ申告するか、申告会場内にある提出ボックスに投函してください。  
■市の申告会場で確定申告書提出できる場合  
受付できる申告内容は、3面の表7のとおりです。ただし、内容によっては、税務署主催の申告会場を案内する場合があります。

得税などの確定申告は不要です。なお、所得税などが還付とならない方も所得控除など追加される方は、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

表4 所得税などが還付される可能性がある場合

- ▼令和元年(平成31年)の途中で退職し、年末調整を受けなかった方
  - ▼給与所得者で次のような方
    - ・10万円以上の医療費を支払った方
    - ・住宅ローンを利用するなどして、令和元年(平成31年)中にマイホームを新築・購入または大規模な修繕や増築をした方
  - ▼災害や盗難などにあった方
  - ▼一定の要件に該当する寄附金を支払った方(ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請したが、申請後に適用外となった方も含む)
- ※公的年金等受給者の確定申告不要制度に該当する方でも、所得税などの還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

還付金に関連した不審電話や振り込め詐欺にご注意ください

### 所得税・復興特別所得税の確定申告

越谷税務署では2月17日から3月16日まで、イオンレイクタウンにて申告会場を開設します。毎年、申告会場は大変混み合い、手続きが終了するまでに時間がかかりますので、お早めにお越しください。確定申告に関するお問い合わせは、越谷税務署 ☎965・81111(自動音声案内)へ

確定申告すれば所得税などが還付される方  
表4に該当する方は、確定申告することにより、源泉徴収された所得税などが還付される場合があります。

確定申告に必要なもの  
市民税・県民税の申告に必要なものと同様です。表2の「申告に必要なもの」をご覧ください。  
なお、確定申告の内容によっては、必要なものが異なる場合がありますので、越谷税務署へお問い合わせください。また、還付申告の場合、還付金の振込を希望される預貯金口座(本人名義)がわかるもの(通帳など)が必要です。